審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法令番号	昭和４５年法律第１３７号
手続名	産業廃棄物処分業許可（変更許可）	根拠条項	第１４条第６項（第１４条の２第１項）

審査基準	（審査基準） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１０項のとおり。

受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間（当該期間には閉庁日を含めない）　６０日 標準経由期間　　日	目次No.	9